

岐阜県福祉のまちづくり推進会議設置要綱

(目的)

第1条 障がい者や高齢者はもとより、すべての人が住みやすく、活動しやすい環境の整備を推進するため、岐阜県福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、福祉のまちづくりに関する次の事項を所掌する。

- (1) 福祉のまちづくり推進の基本的事項の協議に関すること。
- (2) 福祉のまちづくりの理解と普及に関すること。
- (3) その他福祉のまちづくりに関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる団体から推薦された者を委員として構成する。

- 2 推進会議に会長を置き、会長は知事が指名する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第4条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、岐阜県健康福祉部地域福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

この要綱は、平成7年4月11日から施行する。

附 則
この要綱は、平成11年6月30日から施行する。

附 則
この要綱は、平成14年5月15日から施行する。

附 則
この要綱は、平成14年6月20日から施行する。

附 則
この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成15年5月28日から施行する。

附 則
この要綱は、平成15年9月4日から施行する。

附 則
この要綱は、平成16年3月25日から施行する。

附 則
この要綱は、平成16年8月27日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年2月8日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年2月22日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年1月5日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年4月7日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年6月11日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

岐阜県福祉のまちづくり推進会議委員

団 体 名	備考
岐阜大学	会長
岐阜協立大学	
岐阜女子大学	
（一財）岐阜県身体障害者福祉協会	
（一社）岐阜県視覚障害者福祉協会	
（一社）岐阜県聴覚障害者協会	
（一社）岐阜県手をつなぐ育成会	
（特非）岐阜県難病団体連絡協議会	
（特非）岐阜県精神保健福祉会連合会	
（一財）岐阜県老人クラブ連合会	
（特非）グッドライフ・サポートセンター	
イオンリテール株式会社	
株式会社バローホールディングス	
岐阜県商工会議所連合会	
岐阜県商工会連合会	
岐阜県市長会	
岐阜県町村会	
（公社）岐阜県建築士会	
（社福）岐阜県社会福祉協議会	